生駒市規則第35号

生駒市個人番号利用条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月25日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人番号利用条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市個人番号利用条例(平成27年12月生駒市条例35号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める特定個人情報)

- 第2条 条例第3条第2項の規則で定める特定個人情報は、別表第1の左欄 に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務の区分に応じて同表の右 欄に掲げる特定個人情報とする。
- 2 条例第3条第3項の規則で定める特定個人情報は、別表第2の左欄に掲 げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務の区分に応じて同表の右欄に 掲げる特定個人情報とする。

(個人番号を利用する事務)

- 第3条 条例別表の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
  - (1) 生駒市心身障害者医療費助成条例(昭和47年3月生駒市条例第2号)第3条に規定する助成金の支給に関する事務
  - (2) 生駒市心身障害者医療費助成条例第4条に規定する証明書に関する事務であって次に掲げるもの
    - ア 生駒市心身障害者医療費助成条例施行規則 (平成17年7月生駒市 規則第22号) 第3条の規定による申請に係る事実についての審査に

関する事務

- イ 生駒市心身障害者医療費助成条例施行規則第4条の規定による交付 に関する事務
- ウ 生駒市心身障害者医療費助成条例施行規則第6条の規定による申請 に係る事実についての審査に関する事務
- エ 生駒市心身障害者医療費助成条例施行規則第7条の規定による申請 に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 生駒市心身障害者医療費助成条例第5条の規定による届出に係る事 実についての審査に関する事務
- (4) 生駒市心身障害者医療費助成条例第7条の規定による助成金の返還 に関する事務
- (5) 生駒市心身障害者医療費助成条例第7条の2の規定による受給者資格及び助成金の支給の停止に関する事務
- (6) 生駒市心身障害者医療費助成条例第7条の3の規定による助成金の 不支給又は助成金の額に相当する金額の返還に関する事務
- (7) 生駒市心身障害者医療費助成条例施行規則第9条に規定する台帳の整備に関する事務
- 第4条 条例別表の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
  - (1) 生駒市子ども医療費助成条例(昭和48年10月生駒市条例第27 号)第3条に規定する助成金の支給に関する事務
  - (2) 生駒市子ども医療費助成条例第4条に規定する証明書に関する事務であって次に掲げるもの
    - ア 生駒市子ども医療費助成条例施行規則 (平成17年7月生駒市規則 第19号) 第3条の規定による申請に係る事実についての審査に関す る事務

- イ 生駒市子ども医療費助成条例施行規則第4条の規定による交付に関する事務
- ウ 生駒市子ども医療費助成条例施行規則第6条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務
- エ 生駒市子ども医療費助成条例施行規則第7条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 生駒市子ども医療費助成条例第5条の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 生駒市子ども医療費助成条例第7条の規定による助成金の返還に関する事務
- (5) 生駒市子ども医療費助成条例第7条の2の規定による受給者資格及 び助成金の支給の停止に関する事務
- (6) 生駒市子ども医療費助成条例第7条の3の規定による助成金の不支 給又は助成金の額に相当する金額の返還に関する事務
- (7) 生駒市子ども医療費助成条例施行規則第9条に規定する台帳の整備 に関する事務
- 第5条 条例別表の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
  - (1) 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年9月生駒市条例 第31号)第3条に規定する助成金の支給に関する事務
  - (2) 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条に規定する証明書に関する事務であって次に掲げるもの
    - ア 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(平成17年7月生 駒市規則第20号)第3条の規定による申請に係る事実についての審 査に関する事務
    - イ 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第4条の規定による

交付に関する事務

- ウ 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第6条の規定による 申請に係る事実についての審査に関する事務
- エ 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第7条の規定による 申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例第7条の規定による助成金の 返還に関する事務
- (5) 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例第7条の2の規定による受給 者資格及び助成金の支給の停止に関する事務
- (6) 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例第7条の3の規定による助成金の不支給又は助成金の額に相当する金額の返還に関する事務
- (7) 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第9条に規定する台 帳の整備に関する事務
- 第6条 条例別表の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
  - (1) 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成27年12月生駒 市条例第39号)第3条に規定する助成金の支給に関する事務
  - (2) 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例第3条に規定する助成金の受給資格の認定に関する事務であって次に掲げるもの
    - ア 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則(平成27年1 2月生駒市規則第30号)第2条の規定による申請に係る事実につい ての審査に関する事務
    - イ 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第3条の規定に よる通知に関する事務

- ウ 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第 5 条の規定に よる申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例第4条の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例第6条の規定による助成 金の返還に関する事務
- (5) 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例第7条の規定による助成金の不支給又は助成金の額に相当する金額の返還に関する事務
- (6) 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第7条に規定する る台帳の整備に関する事務
- 第7条 条例別表の5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
  - (1) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における精神障害者医療費の受給資格の認定申請に係る事実についての審査に関する事務
  - (2) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における精神障害者医療 費の受給資格証又は受給資格認定通知書の交付に関する事務
  - (3) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における助成金の支給に関する事務
  - (4) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における助成の範囲に係 る審査等に関する事務
  - (5) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における受給資格変更の 届出に係る事実についての審査に関する事務
  - (6) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における受給資格者台帳 の整備に関する事務
  - (7) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における助成金の返還に 関する事務

(8) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における助成金の不支給 又は助成金の額に相当する金額の返還に関する事務

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

±1 /= 1/2 ==		dia da bar e late in
執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	生駒市心身障害者医	身体障害者福祉法(昭和24年法
	療費助成条例による医	律第283号)による身体障害者手
	療費の助成に関する事	帳、精神保健及び精神障害者福祉に
	務	関する法律(昭和25年法律第12
		3号)による精神障害者保健福祉手
		帳若しくは知的障害者福祉法(昭和
		35年法律第37号)にいう知的障
		害者に関する情報(以下「障害者関
		係情報」という。)、生活保護法(昭
		和25年法律第144号)による保
		護の実施若しくは就労自立給付金の
		支給に関する情報(以下「生活保護
		関係情報」という。)、地方税法(昭
		和25年法律第226号)その他の
		地方税に関する法律に基づく条例の
		規定により算定した税額若しくはそ
		の算定の基礎となる事項に関する情
		報(以下「地方税関係情報」とい
		う。)、国民健康保険法(昭和33年
		法律第192号)又は高齢者の医療
		の確保に関する法律(昭和57年法
		律第80号)による医療に関する給
		付の支給又は保険料の徴収に関する
		情報(以下「医療保険給付関係情報
		」という。)、生駒市子ども医療費助
		成条例による医療費の助成に関する
		情報(以下「子ども医療費助成関係
		情報」という。)、生駒市ひとり親家
		庭等医療費助成条例による医療費の
		助成に関する情報(以下「ひとり親
		家庭等医療費助成関係情報」とい
		う。)又は精神障害者に対して医療費
		を助成する事業に関する情報(以下
		「精神障害者医療費助成関係情報」
		という。)
2 市長	生駒市子ども医療費	生活保護関係情報、地方税関係情

ì		
	助成条例による医療費	報、医療保険給付関係情報、児童扶
	の助成に関する事務	養手当法(昭和36年法律第238
		号)による児童扶養手当の支給に関
		する情報(以下「児童扶養手当関係
		情報」という。)、児童手当法(昭和
		46年法律第73号)による児童手
		当若しくは特例給付の支給に関する
		情報(以下「児童手当関係情報」と
		いう。)、生駒市心身障害者医療費助
		成条例による医療費の助成に関する
		情報(以下「心身障害者医療費助成
		関係情報」という。)、ひとり親家庭
		等医療費助成関係情報又は精神障害
		者医療費助成関係情報
3 市長	生駒市ひとり親家庭	障害者関係情報、生活保護関係情
	等医療費助成条例によ	報、地方税関係情報、医療保険給付
	る医療費の助成に関す	関係情報、児童扶養手当関係情報、
	る事務	児童手当関係情報、心身障害者医療
		費助成関係情報、子ども医療費助成
		関係情報、生駒市重度心身障害老人
		等医療費助成条例による医療費の助
		成に関する情報(以下「重度心身障
		害老人等医療費助成関係情報」とい
		う。)又は精神障害者医療費助成関係
		情報
4 市長	生駒市重度心身障害	障害者関係情報、生活保護関係情
	老人等医療費助成条例	報、地方税関係情報、医療保険給付
	による医療費の助成に	関係情報、児童扶養手当関係情報、
	関する事務	心身障害者医療費助成関係情報、ひ
		とり親家庭等医療費助成関係情報又
		は精神障害者医療費助成関係情報
5 市長	精神障害者に対して	障害者関係情報、生活保護関係情
	医療費を助成する事業	報、地方税関係情報、医療保険給付
	に関する事務	関係情報、障害者の日常生活及び社
		会生活を総合的に支援するための法
		律 (平成17年法律第123号) に
		よる自立支援給付の支給に関する情
		報(以下「障害者自立支援給付関係」
		情報」という。)、心身障害者医療費
I	ı	

助成 原 係 情 報 係 作	関係	情	報	`	子	ど	ŧ	医	療	費	助	成	関
係情報	报、	V	と	り	親	家	庭	等	医	療	費	助	成
関係忖	青 報	又	は	重	度	心	身	障	害	老	人	等	医
療費馬													

別表第2 (第2条関係)

±4- /二 400 目目	± √⁄⁄	胜 宁 畑 (
執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法(昭和2	児童福祉法による母子生活支援施
	2年法律第164号)	設における保護の実施に関する情
	による障害児通所給付	報、障害者関係情報、生活保護関係
	費、特例障害児通所給	情報、地方税関係情報、医療保険給
	付費、高額障害児通所	付関係情報、児童扶養手当関係情
	給付費、肢体不自由児	報、特別児童扶養手当等の支給に関
	通所医療費、障害児相	する法律(昭和39年法律第134
	談支援給付費若しくは	号)による特別児童扶養手当の支給
	特例障害児相談支援給	に関する情報(以下「特別児童扶養
	付費の支給、障害福祉	手当関係情報」という。)、児童手当
	サービスの提供、保育	関係情報、介護保険法(平成9年法
	所における保育の実施	律第123号)による保険給付の支
	若しくは措置、負担能	給、地域支援事業の実施若しくは保
	力の認定又は費用の徴	険料の徴収に関する情報(以下「介
	収に関する事務	護保険給付等関係情報」という。)又
		は障害者自立支援給付関係情報
2 市長	児童福祉法による助	生活保護関係情報、地方税関係情
	産施設における助産の	報又は児童扶養手当関係情報
	実施又は母子生活支援	
	施設における保護の実	
	施に関する事務	
3 市長	予防接種法(昭和2	生活保護関係情報、地方税関係情
	3年法律第68号)に	報又は医療保険給付関係情報
	よる予防接種の実施、	
	給付の支給又は実費の	
	徴収に関する事務	
4 市長	身体障害者福祉法に	障害者関係情報、生活保護関係情
	よる障害福祉サービ	報、地方税関係情報、医療保険給付
	ス、障害者支援施設等	関係情報、介護保険給付等関係情報
	への入所等の措置又は	又は障害者自立支援給付関係情報
	費用の徴収に関する事	
	務	
5 市長	生活保護法による保	障害者関係情報、地方税関係情
	護の決定及び実施、就	報、医療保険給付関係情報、児童扶
	労自立給付金の支給、	養手当関係情報、母子及び父子並び
		に寡婦福祉法(昭和39年法律第1
1		

ı		ı	1
		還又は徴収金の徴収に	29号)による給付金の支給に関す
		関する事務	る情報、特別児童扶養手当関係情
			報、特別児童扶養手当等の支給に関
			する法律による障害児福祉手当若し
			くは特別障害者手当若しくは国民年
			金法等の一部を改正する法律(昭和
			60年法律第34号。以下「昭和6
			0年法律第34号」という。)附則第
			97条第1項の福祉手当の支給に関
			する情報、母子保健法(昭和40年
			法律第141号)による養育医療の
			給付若しくは養育医療に要する費用
			の支給に関する情報、児童手当関係
			情報、介護保険給付等関係情報又は
			障害者自立支援給付関係情報
6	市長	地方税法その他の地	障害者関係情報、生活保護関係情
		方税に関する法律及び	報、医療保険給付関係情報、児童扶
		これらの法律に基づく	養手当関係情報及び介護保険給付等
		条例による地方税の賦	関係情報
		課徴収又は地方税に関	
		する調査に関する事務	
7	市長	公営住宅法(昭和2	障害者関係情報、生活保護関係情
		6年法律第193号)	報又は地方税関係情報
		による公営住宅の管理	
		に関する事務	
8	市長	国民健康保険法によ	生活保護関係情報、地方税関係情
		る保険給付の支給、保	報、医療保険給付関係情報又は介護
		険料の徴収又は保健事	保険給付等関係情報
		業の実施に関する事務	
9	市長	国民年金法(昭和3	生活保護関係情報及び地方税関係
		4年法律第141号)	情報
		による加入員の資格の	
		取得及び喪失に関する	
		事項の届出に関する事	
		務	
10	市長	知的障害者福祉法に	障害者関係情報、生活保護関係情
		よる障害福祉サービ	報、地方税関係情報、医療保険給付
		ス、障害者支援施設等	関係情報、介護保険給付等関係情報
		への入所等の措置又は	又は障害者自立支援給付関係情報
•		•	ı

	費用の徴収に関する事	
	務	
11 市長	児童扶養手当法によ	障害者関係情報、生活保護関係情
	る児童扶養手当の支給	報、地方税関係情報、特別児童扶養
	に関する事務	手当関係情報又は児童手当関係情報
12 市長	老人福祉法(昭和3	障害者関係情報、生活保護関係情
	8年法律第133号)	報、地方税関係情報、医療保険給付
	による福祉の措置又は	関係情報又は介護保険給付等関係情
	費用の徴収に関する事	報
	務	
13 市長	母子及び父子並びに	生活保護関係情報、地方税関係情
	寡婦福祉法による資金	報、児童扶養手当関係情報又は児童
	の貸付けに関する事務	手当関係情報
14 市長	母子及び父子並びに	生活保護関係情報、地方税関係情
	寡婦福祉法による配偶	報又は児童扶養手当関係情報
	者のない者で現に児童	
	を扶養しているもの又	
	は寡婦についての便宜	
[,	の供与に関する事務	
15 市長	母子及び父子並びに	生活保護関係情報、地方税関係情
	寡婦福祉法による給付	報又は児童扶養手当関係情報
10 ± E	金の支給に関する事務	""" 中土田
16 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に	障害者関係情報、生活保護関係情
	よる特別児童扶養手当	報又は地方税関係情報
	の支給に関する事務	
17 市長	特別児童扶養手当等	—————————————————————————————————————
11111	の支給に関する法律に	報、地方税関係情報、医療保険給付
	よる障害児福祉手当若	関係情報、介護保険給付等関係情報
	しく特別障害者手当又	又は障害者の日常生活及び社会生活
	は昭和60年法律第3	を総合的に支援するための法律によ
	4号附則第97条第1	る障害者支援施設に類する施設入所
	項の福祉手当の支給に	に関する情報
	関する事務	
18 市長	母子保健法による保	予防接種法による予防接種の実施
	健指導、新生児の訪問	に関する情報、生活保護関係情報又
	指導、健康診査、妊娠	は地方税関係情報
	の届出、母子健康手帳	

I	1	
	の交付、妊産婦の訪問	
	指導、低体重児の届	
	出、未熟児の訪問指	
	導、養育医療の給付若	
	しくは養育医療に要す	
	る費用の支給又は費用	
	の徴収に関する事務	
19 市長	児童手当法による児	地方税関係情報又は児童扶養手当
	童手当又は特例給付の	関係情報
	支給に関する事務	
20 市長	高齢者の医療の確保	生活保護関係情報、地方税関係情
	に関する法律による後	報又は介護保険給付等関係情報
	期高齢者医療給付の支	
	給、保険料の徴収又は	
	保健事業の実施に関す	
	る事務	
21 市長	介護保険法による保	生活保護関係情報、地方税関係情
	険給付の支給、地域支	報、医療保険給付関係情報又は昭和
	援事業の実施又は保険	60年法律第34号附則第32条第
	料の徴収に関する事務	1項の規定によりなお従前の例によ
		るものとされた昭和60年法律第3
		4 号第1条の規定による改正前の国
		民年金法に基づく老齢福祉年金の給
		付の支給に関する情報
22 市長	健康増進法(平成1	生活保護関係情報又は地方税関係
	4年法律第103号)	情報
	による健康増進事業(	IH TIX
	これに類する健康の増	
	進に資する事業を含	
	む。)の実施に関する事	
	投。から天旭に関する事	
23 市長	特定障害者に対する	 生活保護関係情報又は地方税関係
23 111 😿		
	特別障害給付金の支給	情報
	に関する法律(平成1	
	6年法律166号)に	
	よる特別障害給付金の	
04 + =	支給に関する事務	旧本福祉社员工工场中国ママー区
24 市長	障害者の日常生活及	
	ひ社会生沽を総合的に	に関する情報、生活保護関係情報、

		•
	支援するための法律に	地方税関係情報、医療保険給付関係
	よる自立支援給付の支	情報、国民年金法その他の法令によ
	給又は地域生活支援事	る給付の支給に関する情報、介護保
	業の実施に関する事務	険 給 付 等 関 係 情 報 、 障 害 者 自 立 支 援
		給付関係情報又は障害者の日常生活
		及び社会生活を総合的に支援するた
		めの法律第7条に規定する他の法令
		により行われる給付の支給に関する
		情報
25 市長	子ども・子育て支援	児童福祉法による障害児通所支援
	法(平成24年法律第	に関する情報、障害者関係情報、生
	65号)による子ども	活保護関係情報、地方税関係情報、
	のための教育・保育給	児童扶養手当関係情報、特別児童扶
	付の支給又は地域子ど	養手当関係情報、児童手当関係情報
	も・子育て支援事業の	又は障害者自立支援給付関係情報
	実施に関する事務	